平成２１年（フ）第６７８１号
大阪府豊中市岡町北２丁目２番30号
債務者　山﨑　千嘉
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６７８９号
大阪市西成区松１丁目４番28号　コーポはぎ202号
債務者　小林リヨ子
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４５４号
長崎県長崎市目覚町３番18号　西山アパート101
債務者　浦山　晴行
1　決定年月日時　平成21年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４７号
山形県新庄市上金沢町10番13号
債務者　髙橋　美香
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２１年（フ）第５７号
岩手県釜石市上中島町４丁目２番29号市営住宅305号
債務者　菊池　智佳（旧姓細江）
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２１年（フ）第４２９号
宮城県黒川郡大和町吉岡南１丁目35番地の４
債務者　中村　健仁
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１０２１号
宮城県黒川郡大郷町不来内字太師堂14番地
債務者　佐藤　哲也
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１０３１号
仙台市太白区中田１丁目１番20―205号
債務者　田邉　　進
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１１３８号
仙台市若林区遠見塚２丁目27番１号
債務者　佐藤　剛史
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１１８３号
宮城県亘理郡亘理町逢隈中泉字東115番地16
債務者　伊藤由美子
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１２０８号
仙台市泉区歩坂町６番28号　パレット松森Ａ―201
債務者　千葉みづえ
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１２２３号
仙台市宮城野区鶴ケ谷東３丁目21番20―302号
債務者　太田貴美江
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１２３９号
仙台市泉区歩坂町５番25号　第５松森ハイツ102
債務者　松崎　ルリ
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第８６号
福島県白河市大信増見字中沢１番地市営３―401号、前住所福島県白河市大信下新城字野寺22番地
債務者　円谷　美香
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２１年（フ）第４４１号
茨城県常陸大宮市長倉1530番地市営星の宮住宅Ｅ棟２号
債務者　佐藤　孝行
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第４４２号
茨城県常陸大宮市長倉1530番地市営星の宮住宅Ｅ棟２号
債務者　佐藤津久美
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
水戸地方裁判所

平成２０年（フ）第３０８２号
愛知県大府市追分町１丁目209番地　愛一ビル202号
債務者　佐伯　　薫
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部